

岩見沢市立上幌向中学校『いじめ防止基本方針』

平成26年 3月 策定

令和 8年 4月 改訂

1 いじめの理解

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。（「北海道いじめの防止等に関する条例」第2条）

※「一定の人的関係」とは学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市内外を問わず、当該の生徒と何らかの関係がある生徒を指します。

2 いじめ理解の留意点

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- (2) いじめを受けていても生徒自身が否定する場合があることを踏まえ、日常的に生徒の表情や様子をきめ細かく観察する。
- (3) インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、本人がそのことを知らずに心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめと同様に対応する。
- (4) 「けんか」や「ふざけあい」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (5) 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」、「東日本大震災により避難している生徒」等の特に配慮が必要な子どもについては、当該の子どもの特性を踏まえた適切な支援を行う。

3 いじめの防止

- (1) いじめの問題を根本的に克服していくために、「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるもの」との認識を持って、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組む。
- (2) 全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくっていくために、教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取組を進める。
- (3) 学校の教育活動全体を通じ、子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養う。
- (4) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- (5) 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを未然防止の観点として進める。
- (6) いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、共通理解の下、地域、家庭と一体となって取組を推進する。
- (7) いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

4 いじめの早期発見

- (1) いじめは、早期に発見することで、早期解消につながることから、教職員をはじめ、生徒に関わる全ての大人が連携し、生徒のささいな変化にも気付いて対応していく。
- (2) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付かなく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- (3) いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して子どもを見守る。

5 いじめの早期対応

- (1) いじめがあることが確認された場合、学校は事案に軽重をつけず直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携するとともに、指導方針等について家庭との合意形成を図る。

(2) 教職員は日常から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整えておく。

6 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害を受けている生徒といじめ行為を行っている生徒の関係修復状況など、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害を受けている生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることとする。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安に関わらず、岩見沢市教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定する。

(2) 被害を受けている生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けている生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。また、被害を受けている生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

7 いじめの防止等に関する措置

(1) 学校は、いじめの未然防止に向けて、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、「いじめ見逃しゼロ」という意識を持つ。また、いじめが生まれにくい環境をつくるため、人権が尊重され安心して過ごせるとともに、全ての生徒が自分が必要とされている存在であると感じ、多様性を認め合い互いに支え合うことができるような取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進するために、全ての生徒を対象に学校全体で次の内容に取り組む。

- ①教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長しないこと。
- ②生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを進めること。
- ③生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進すること。
- ④生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進すること。
- ⑤家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、生徒の発達段階に応じた道徳教育の充実を図ること。
- ⑥岩見沢市の自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進し、生徒の発達段階に応じた、豊かな情操や社会性、規範意識を育むこと。
- ⑦学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取組を推進すること。
- ⑧生徒が自主的に行う児童会・生徒会活動等において、生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向きえるよう生徒の自主的な活動を推進すること。
- ⑨いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施すること。
- ⑩生徒や保護者を対象とした情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- ⑪学校の教育活動全体を通じて、望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実すること。
- ⑫生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進すること。
- ⑬アイヌの人たちについて正しく理解し、アイヌの人たちが暮らしていることやアイヌ文化の価値を認識する取組を推進すること。

(2) 学校は、いじめの早期発見に向けて、次の内容に取り組む。

- ①いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知すること。
- ②日頃から 生徒及び保護者との信頼関係の構築に努め、生徒への定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組むこと。

(3) 学校は、発生したいじめに適切に対処するため、次の内容に取り組む。

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応すること。
- ②いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導すること。
- ③学校は、教育委員会に報告するとともに、実態に応じて、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上で対処すること。
- ④いじめを疑われる行為を発見したときは、その場でその行為をやめさせ、また、相談や訴えがあったときは、真摯に傾聴し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保すること。
- ⑤いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う際は、いじめを受けた生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、自尊心を高めるように留意するとともに、個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を図っていくこと。
- ⑥家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、安全を確保すること。
- ⑦いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、寄り添い支える体制をつくるとともに、必要に応じていじめを行った生徒を別室において指導することや、状況に応じて出席停止の措置を行うなど、落ち着いた教育を受けられる環境を確保すること。
- ⑧いじめを行った生徒の指導に当たっては、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行うこと。
- ⑨いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、傍観者になることなく誰かに知らせる勇気を持つように指導すること。
- ⑩ひやかしやからかいに同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、学級全体で話し合うなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育てるように指導すること。
- ⑪いじめの解消は、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであり、全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくこと。

8 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめ防止対策推進法」第28条の規定に基づき、次の場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※(1)の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断し、例えば、自殺や重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。(2)の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

※子どもやその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして対応する。

9 重大事態発生時の対応

- (1) 報告先
重大事態に該当すると認めるときは、その旨を岩見沢市教育委員会を經由して岩見沢市長へ報告する。
- (2) 報告内
 - ①学校名
 - ②対象生徒の氏名、学年、性別等
 - ③重大被害の具体的内容
 - ④報告の時点における対象生徒の状況
 - ⑤重大事態に該当すると判断した根拠
- (3) 報告時期等

報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」行う。具体的には自殺等重大事態の場合は判断した当日又は翌日中に、不登校重大事態の場合は判断後7日以内に行う。また、報告と同時に調査の準備作業（具体的には、

学校が保有しているいじめにより重大被害が生じた疑いがある生徒に係る情報の集約及び関係者間における共有、アンケート調査の質問票の作成など)を開始する。不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から踏み込んだ準備作業(関係生徒からの聴取、アンケート調査の実施など)を行う。

10 重大事態に関する留意事項

- (1) 平素からの報告及び記録の重要性についての意識涵養
調査を実施する前提として、各教員が、普段からいじめの疑いがある行為をいじめ対策組織へ報告し、組織的に共有した上で記録することが重要であるため、校内研修等を通じ、報告及び記録の重要性についての意識を涵養する。
- (2) 重大事態に関する教職員の意識啓発の励行
調査を実施する前提として、研修等の機会を通じて平素から教職員の意識を啓発する。
 - ①重大事態の意義及び重大事態発生時の対応を各教員が正確に理解すること
 - ②重大事態の調査は学校と岩見沢市教育委員会が連携して行うこと。
 - ③平素から、生徒指導の方針に係る保護者等への説明やいじめを認知し、又はいじめの疑いのある事案に係る情報に接した際の組織的な対応を励行すること
- (3) 資料の保管
生徒や保護者から、相当長期間が経過した後に「いじめにより不登校になった」等の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、岩見沢市の公文書管理条例等を参考に、関係資料の保存期間を明確に定めておく。

11 学校いじめ対策組織

- (1) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員や心理・福祉の専門家等により構成される「学校いじめ対策組織」を置く。
- (2) いじめを発見したときの相談・通報を受ける窓口を教頭または生徒指導主事とし、「学校いじめ対策組織」を招集する。
- (3) この組織の役割に、次のことを位置付ける。
 - ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・改善の中核としての役割。
 - ②いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る役割。
 - ③いじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応の中核としての役割。
 - ④いじめの事実認定に関する判断機関としての役割。
- (4) この組織は常設で通年開催とする。
- (5) 構成員は、校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭をいじめ対策チームとし、必要に応じて、学級担任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、部活動顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会委員、弁護士、保護者等を加える。

12 評価

- (1) いじめ防止等のための対策を取り扱うに当たり、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について、学校評価や教職員評価で適正に評価を行う。また、多視的な検証と評価結果を踏まえた改善策を立てる。
- (2) 評価項目例
 - ①いじめの方針
 - ②定期的な調査活動
 - ③相談体制
 - ④いじめに関する研修の実施
 - ⑤外部との連携